

狭山市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 4 日市長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内民間保育施設で新たに就労する保育士資格を有する者（以下「保育士」という。）の奨学金返済に係る費用の一部を支援するため、予算の範囲内において狭山市保育士奨学金返済支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内における保育人材の確保を図り、もって保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 前項の補助金の交付手続等に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 5 7 年規則第 4 0 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間保育施設 次に掲げる施設又は事業所のうち、国及び地方公共団体以外の者が運営する市内にあるものをいう。

ア 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園

ウ 法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業を行う事業所（家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令 6 1 号）第 3 3 条、第 3 4 条及び第 3 5 条に規定する小規模保育事業 C 型を行う事業所を除く。）

エ 法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(2) 奨学金 就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、自己の名義で借り受けた資金であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 日本学生支援機構奨学金

イ あしなが育英会奨学金

ウ 交通遺児育英会奨学金

エ アからウまでに掲げる奨学金に類するものとして、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する保育士とする。

（1）学校教育法（昭和22年法律26号）第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学又は同法第125条に規定する専修学校の専門課程の在学中に奨学金の貸与を受けて修学した者

（2）令和7年4月1日以降に民間保育施設において、次のいずれかの要件に該当する常勤の保育士として新たに雇用された保育士であって、継続して勤務するもの
ア 民間保育施設の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1箇月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者

イ ア以外の者であって、1日6時間以上月20日以上勤務するもの

（3）過去に、常勤に限らず保育士としての勤務実績がない者。ただし、埼玉県保育士奨学金返済支援事業実施要綱（令和5年7月14日埼玉県福祉部長決裁）に基づく事業を実施する他市町村において同要綱に基づく補助金を受給していた保育士が民間保育施設に空白期間を置かずに転職した場合については、過去に勤務実績がない者とみなす。

（4）類似の奨学金返済支援の補助を受けていない者

（補助対象期間）

第4条 補助金の支給の対象期間は、補助対象者が第3条各号に掲げる要件を全て満たした日の属する月（当該日が月の初日でない場合は翌月）から5年間とする。ただし、同条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合は当該日が属する月（当該日が月の月末でない場合は前月）までとする。

2 前条第3号ただし書きに該当する補助対象者に係る補助金の支給の対象期間は、前項に規定する期間から、当該補助対象者が他市町村において埼玉県保育士奨学金返済支援事業実施要綱に基づく補助金を受給していた期間を除くものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表基準額の欄に定める基準額と同表対象経費の欄に定める額とを比較して少ない方の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狭山市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用証明書（様式第2号）

(2) 採用時の履歴書の写し

(3) 保育士証の写し

(4) 奨学金に係る貸与機関が発行する奨学金返済額及び返済計画等が確認できる書類

(5) 補助金の振込に係る口座登録申請書及び振込先金融機関預金通帳等の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、年度ごとに行うものとする。

3 第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる書類については、初年度の申請時のみ提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、及び補助金の交付の可否を決定し、狭山市保育士奨学金返済支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請者に対し通知するものとする。

（実績報告及び請求等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定に係る通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が別に定める期日までに狭山市保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 雇用証明書（様式第2号）

(2) 奨学金に係る貸与機関が発行する奨学金の返済等に関する事実が確認できる書類

(3) 補助金の振込先金融機関の預金通帳等の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による狭山市保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）の提出があったときは、その内容の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、狭山市保育士奨学金返済支援事業費補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 9 条 市長は、交付決定者について、不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたと認めるときその他の交付決定の取消しの必要があると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

基準額	対象経費
保育士 1 人当たり年額 180,000 円（保育士 1 人当たり 15,000 円に対象期間の月数を乗じた額）	補助対象者が奨学金の返済に要する費用（元金及び利息に限る。）